（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十六号の二中「第十二条第一項」を「第八条第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
経済産業大臣　世耕　弘成

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十六号

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要であることに鑑み、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査に関し、基本原則を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、基本方針及び鯨類科学調査計画の策定、実施体制の整備、妨害行為の防止及び妨害行為への対応のための措置その他の鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項等を定め、もって商業捕鯨の実施による水産業及びその関連産業の発展を図るとともに、海洋生物資源の持続的な利用に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「鯨類科学調査」とは、鯨類を適切な水準に維持しながら持続的に利用するための科学的情報を収集することを目的として行う鯨類に関する科学的な調査であって、鯨類の捕獲その他の方法により行うもののうち、この法律の定めるところにより実施されるものをいう。

2　この法律において「妨害行為」とは、鯨類科学調査又はこれに必要な物資の輸送その他の鯨類科学調査と密接に関連して行われる行為を妨害する行為をいう。

（基本原則）

第三条　鯨類科学調査は、次に掲げる基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴って実施されるものとする。

一　主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること。

二　我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること。

三　必要な研究成果が得られるよう、調査の結果については十分な分析及び研究が行われ、それにより得られた研究成果は広く公表されること。

四　必要に応じて国内外の鯨類に関する調査研究機関と連携を図りながら実施されること。

（国の責務）

第四条　国は、前条に定める鯨類科学調査についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（基本方針）

第五条　政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　鯨類科学調査の意義に関する事項

二　鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標

三　前号の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項

四　鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

五　妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

六　鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

七　鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

八　その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

3　農林水産大臣は、あらかじめ法務大臣、外務大臣、海上保安庁長官その他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第十三条第一項において同じ。）と協議して、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　農林水産大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

（鯨類科学調査計画）

第六条　農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、農林水産省令で定めるところにより、鯨類科学調査の実施に関する計画（以下「鯨類科学調査計画」という。）を策定するものとする。

2　鯨類科学調査計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　鯨類科学調査の目的

二　鯨類科学調査の実施海域

三　鯨類科学調査の期間

四　鯨類科学調査の方法（鯨類の捕獲により行うものにあっては、その対象とする鯨類の種類及び頭数を含む。）

五　その他鯨類科学調査の実施に関し必要な事項

3　農林水産大臣は、鯨類科学調査計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

4　農林水産大臣は、鯨類科学調査の実施の状況等を勘案して、適宜、鯨類科学調査計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

5　第三項の規定は、前項の規定による鯨類科学調査計画の変更について準用する。

（指定鯨類科学調査法人）

第七条　農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、指定鯨類科学調査法人として指定することができる。

2　指定鯨類科学調査法人は、鯨類科学調査を実施すること（次条第一項に規定する協力をすることを含む。）を業務とする。

3　指定鯨類科学調査法人は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に、鯨類科学調査の実施の状況を報告し、鯨類科学調査が終了したときは、遅滞なくその結果を報告しなければならない。

4　農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が第二項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、指定鯨類科学調査法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5　農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

6　第一項の指定の手続その他指定鯨類科学調査法人に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。